

## 公益社団法人全国老人保健施設協会定款施行規程

平成 23 年 8 月 1 日 制 定

平成 25 年 6 月 28 日 一部改正

### (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国老人保健施設協会（以下「本協会」という。）定款（以下「定款」という。）第 64 条に定める定款の細則について、会員、支部長、ブロック長、代議員、役員等がその役割に応じ一致協力し、本協会の継続した運営を確保できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

### (入会等)

第 2 条 本協会に入会しようとする者は、定款第 6 条の規定に基づき、会員種別に応じ、正会員入会申込書（1）（様式 1）、準会員入会申込書（様式 2）又は賛助会員入会申込書（様式 3、4）を、それぞれ会長に提出しなければならない。この場合において、正会員入会申込書（1）及び準会員入会申込書は、支部長の了承を経て会長に提出するものとする。

2 前項の正会員入会申込書を提出した者は、定款第 3 条の規定を踏まえ、可能な限り、都道府県の介護老人保健施設の組織にも加入し、地域社会の健全な発展に寄与するものとする。

3 未開設施設の代表者として準会員入会中の者は、当該介護老人保健施設に係る開設許可があったときは、すみやかに支部長を経て、正会員入会申込書（2）（様式 5）を会長に提出しなければならない。

4 許可定床数等の変更があったときは、変更届（様式 6）を、会員施設が会員を変更しようとする場合は、会員変更申請書（様式 7）をすみやかに支部長を経て、会長に提出しなければならない。

5 特別な事情により、開設者又は管理者以外に当該施設に実質的な管理者を置く場合は、当該施設の開設者が、当該施設の経営及び管理運営に責任を持つ者を入会申込者として指定することとし、理事会において入会の可否を決定し、定款第 5 条第 1 号に規定する代表者に準ずる者として正会員入会を認めることができる。

6 会員変更については、理事会においてその可否を決定し、変更を認めがたい事情のある場合は、当該施設の申請者にその旨を伝え、再手続きを依頼することができる。

7 変更事由のうち開設許可日が変更となる場合については、原則として新たに開設される施設として扱うものとし、第 1 項に定める正会員入会申込書（1）（様式 1）を支部長の了承を経て会長に提出しなければならない。

### (退会等)

第 3 条 会員が本協会を退会しようとするときは、退会届（様式 8）を会長に提出しなければならない。ただし、正会員及び準会員の退会届は、支部長を経て会長に提出するものとする。

(会員名簿)

第4条 会員名簿は、毎年、10月31日在籍会員をもって作成する。

(支部及びブロック)

第5条 支部及びブロックは、当該支部又はブロックに所属する協会の正会員をもって構成する。

2 定款第48条第1項の規定によるブロックは、別表のとおりとする。

(支部長)

第6条 支部長は、当該支部の正会員による総会（以下「支部総会」という。）において選出する。

2 前項の支部総会は、2年に1度、3月末までに開催しなければならない。

3 支部長が欠けたとき又は事故があるときは、当該支部の正会員のうち、あらかじめ指定された者が、その職務を代行する。

4 支部長は、任期満了となる当該月に支部総会を開催し、次期支部長を選出し、会長に届け出なければならない。

5 支部長の選任は支部総会において、支部正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数の賛否をもって行う。

6 支部総会に出席できない支部正会員は、書面をもって表決することができる。この場合その正会員は、出席したものとみなす。

7 支部総会の議長は、支部長が務め、副議長は支部正会員の中から選出し、第2項で規定する支部総会まで、その任に当たる。

8 支部長は、定款及び定款施行規程で規定されているものの他、支部総会の運営に必要な事項を支部総会の決議を経て定めることができる。

9 第1項で規定する支部長の任期は、選任当該年の4月1日から翌々年の3月末日までとし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で新たに支部長を選任する必要が生じた場合、新たに選任された支部長の任期は前任者の残任期間とする。

(ブロック長)

第7条 ブロック長は、当該ブロックに所属する支部長及び代議員（以下「ブロック代表者会」という。）の互選により選出する。

2 前項のブロック代表者会は、2年に1度、4月末までに開催しなければならない。

3 ブロック長が欠けたとき又は事故があるときは、当該ブロックの支部長のうち、あらかじめ指定された者が、その職務を代行する。

4 ブロック長は、任期満了となる当該月にブロック代表者会を開催し、次期ブロック長を選出し、会長に届け出なければならない。

5 ブロック代表者会の議長は、ブロック長が務め、副議長は支部長及び代議員の互選により選出し、第2項で規定するブロック代表者会まで、その任に当たる。

- 6 ブロック長は、定款及び定款施行規程で規定されているものの他、ブロック代表者会の運営に必要な事項をブロック代表者会の決議を経て定めることができる。
- 7 第1項で規定するブロック長の任期は、選任当該年の5月1日から翌々年の4月末日までとし、再任を妨げない。ただし、任期の途中で新たにブロック長を選任する必要が生じた場合、新たに選任されたブロック長の任期は前任者の残任期間とする。

(代議員選挙)

- 第8条 支部長は、定款第12条第3項で規定する選挙を行うときは、代議員の任期が満了する当該年（以下「代議員改選当該年」という。）の1月10日までに代議員の選任を行う支部総会の開催期日を支部正会員に通知（以下「代議員改選公示」という。）しなければならない。
- 2 代議員になろうとする当該支部の正会員は、代議員改選公示の当該月末までに、略歴を添え、文書をもって支部長に届け出なければならない。
  - 3 支部長は、代議員改選当該年の2月5日までに、代議員になろうとする者がいない場合、又は、候補者が支部の代議員定数に満たない場合は、支部正会員の中から支部代議員定数を満たすよう代議員候補者を選定するものとする。
  - 4 支部長は、第1項で規定する支部総会の14日前までに、開催通知に代議員候補者一覧を添え、支部正会員に通知しなければならない。
  - 5 代議員の選任は支部総会において、支部正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数の賛否をもって行う。ただし、代議員の候補者が当該支部の定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。
  - 6 定款第12条第7項で規定する予備代議員の選任は、前5項を準用する。
  - 7 支部総会に出席できない支部正会員は、書面をもって表決することができる。この場合その正会員は、出席したものとみなす。
  - 8 支部長は、選任された代議員及び予備代議員を直ちに会長に届け出るとともに、当該ブロック長に通知しなければならない。
  - 9 選任された代議員及び予備代議員は、理事及び監事を兼ねることはできない。
  - 10 代議員選挙の都度、支部に代議員選挙管理委員会を設置するものとする。
  - 11 任期の途中で新たに代議員または予備代議員を選任する必要が生じた場合、支部総会において代議員又は予備代議員を選任する。但し、選任された代議員及び予備代議員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員立候補届出等)

- 第9条 会長は、理事会の決議に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の任期が満了する当該年（以下「役員改選当該年」という。）の2月5日までに役員選任を行う社員総会の開催期日（以下「役員選任期日」という。）を全正会員に通知（以下「役員改選公示」という。）しなければならない。

- 2 ブロック長は、役員改選公示を受け、ブロック理事候補者を選出するブロック代表者会の開催期日を当該ブロックに所属する支部長及び代議員に通知しなければならない。
- 3 会長としてのブロック理事になろうとする者（以下「会長候補者」という）、ブロック理事及び監事になろうとする者は、役員改選公示の当該月末までに、略歴及び印鑑登録証明書を添えその旨を支部長に届け出なければならない。なお、会長候補者及びブロック理事候補者については、支部総会において推薦を受けることができる。当該支部総会の開催期日は、第8条第1項の規定を準用する。
- 4 会長候補者は、自身が推薦する学識理事候補者一覧を5月10日までに会長に届け出なければならない。
- 5 学識理事候補者及び監事候補者にあつては、第13条第2項及び定款第26条第1項の規定により社員総会においてそれぞれ選任された後、略歴及び印鑑登録証明書を添え、文書をもって会長に届け出るものとする。
- 6 役員候補者が代議員又は予備代議員の場合、第8条第9項の規定により、役員選任の社員総会で役員として選任された場合、当該社員総会の終結時をもって代議員又は予備代議員を辞任するものとする。

この場合、当該代議員又は当該予備代議員は、役員候補者となった時にその旨を支部長に届け出るものとする。
- 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1号ロからニまでに規定する欠格事由に該当するものは役員に立候補できない。

（役員候補者の選出等）

- 第10条 支部長は、前条第3項の届出を受理したときは、支部総会において、支部として推薦する会長候補者及びブロック理事候補者並びにその余の会長候補者及びブロック理事候補者を選出しなければならない。
- 2 支部長は、前項の選出をしたときは直ちに、ブロック理事候補者として支部総会で推薦を受けた者、支部総会の推薦を不要とする者及び支部総会で推薦を受けられなかった者に種類を分けてブロック長に、また、会長候補者及び監事候補者はブロック長を経て会長に、それぞれ、関係書類を添え届け出なければならない。
- 第11条 ブロック長は、役員改選当該年の4月5日までに、ブロック理事候補者がいない場合、又は、別表で定めるブロック推薦理事候補者の数を満たさない場合は、ブロック長及び当該ブロックに所属する支部長は、ブロック正会員の中からブロック推薦理事候補者の数を満たすようブロック推薦理事候補者を選定するものとする。
- 2 ブロック長は、第9条第2項で規定するブロック代表者会の14日前までに、開催通知にブロック理事候補者一覧を添え、当該ブロックの支部長及び代議員に通知しなければならない。
  - 3 ブロック理事候補者の選出は、当該ブロックの支部長及び代議員又はその代理人（予備代議員を代理人とすることができる。）の過半数が出席し、出席した支部長及び代議員又はその代理人（予備代議員を代理人とすることができる。）の過半数を得た候補者

の中から得票数の多い順に別表に定める数の枠に達した者をブロックが推薦するブロック理事候補者（以下「ブロック推薦理事候補者」という。）として選出し、その余の者はその余のブロック理事候補者として選出する。なお、決議の前に立候補者には所信表明の機会（書面も可とする。）を与えるものとする。

- 4 ブロック代表者会に出席できない支部長及び代議員は、書面をもって表決することができる。この場合その支部長及び代議員は、出席したものとみなす。
- 5 ブロック長は、第3項の選出をしたときは直ちに、選出の種類を付して、ブロック理事候補者一覧に関係書類を添え、会長に届け出るものとする。
- 6 会長は、ブロック推薦理事候補者のうち会長候補者がいない場合は、役員選任期日の30日前までにブロック推薦理事候補者を招集し、会長候補者について推薦を依頼するものとする。
- 7 監事候補者を推薦する5人以上の社員は、役員改選当該年の2月末日までに当該候補者の略歴を添え、会長に推薦するものとする。
- 8 社員総会議長及び副議長は、役員改選当該年の2月末日までに監事候補者の推薦がない場合は、監事候補者を選定し、当該候補者の略歴を添え、会長に推薦するものとする。

（役員を選任等）

第12条 会長は、第9条第3項に定める会長候補者及びブロック理事候補者の届出を支部長が受理したときは、役員選任期日の30日前までに当該候補者の資格（定款第5条第1項第1号で定める正会員をいう。）審査を選挙管理委員会に委嘱し、その上で、選出の種類を付した役員候補者等一覧を作成し、役員選任期日の14日前までに、社員及び正会員に通知しなければならない。なお、役員候補者一覧とは、会長候補者、ブロック理事候補者、会長候補者が推薦する学識理事候補者及び監事候補者をいう。

- 2 会長は、資格審査の結果当該候補者の資格に疑義が生じたときは、資格の有無につき、理事会の議を経て、役員選任期日の前日までに決定しなければならない。
- 3 役員候補者は、社員総会までの間に、自らの意志により立候補を辞退することができる。

第13条 定款第25条第5項で規定するブロック理事の定数は、14人とし、社員総会の決議によって選任する。ただし、第3項の決議により選出された会長候補者がブロック推薦理事候補者でない場合は、当該定数に1を加え、ブロック理事の定数を15人とする。

- 2 定款第25条第5項で規定する学識理事の定数は、12人以内とし、次項の決議により選出された会長候補者の推薦に基づき、社員総会の決議によって選任する。
- 3 定款第26条第2項ただし書で規定する会長候補者がある場合は、社員総会の決議により会長候補者を選出し、理事会の決議によって当該候補者を会長として選定する。

ただし、2名以上の会長候補者がいる場合、1位の得票者の得票数が現に出席している社員の過半数に達しないときに、議長が投票することにより過半数となる可能性がある得票者があるときは、議長の決するところにより、過半数の得票者を会長候補者として選出する。

会長候補者が選出できない場合は再選挙とし、上位2名の候補者について、現に出席している社員の投票により過半数の得票を得た者を、社員総会の決議により選出された会長候補者とする。

この場合も、議長は最初の投票には加わらず、1位の得票者の得票数が現に出席している社員の過半数に達しないときに、議長が投票することにより過半数となる可能性がある得票者があるときは、議長の決するところにより、当該得票者を会長候補者として選出する。

- 4 前項の再選挙において、両名とも出席社員の過半数の賛成が得られなかった場合、議長は社員総会に対し、再度両名へ所信表明を求めた上で、再々選挙を行ない、現に出席している社員の投票により過半数の得票を得た者を、社員総会で選出された会長候補者とする。

この場合も、議長は最初の投票には加わらず、議長が投票することにより過半数となる可能性がある得票者があるときは、議長の決するところにより、過半数の得票者を会長候補者として選出する。

再々選挙によっても両名が現に出席している社員の過半数の得票を得られなかった場合は、一般社団法人法第90条第2項第3号の規定に基づき、第15条に定める役員選定理事会において会長を選定する。

- 5 第3項の投票において、所定の用紙を用いないもの又は当該候補者のいずれに対して記載したか確認しがたいもの若しくは当該候補者でない者の氏名を記載したものを投票した場合は、これを無効とする。
- 6 社員総会議長は、選挙管理委員の中から2人及び監事1人以上の選挙立会人を指名し、投票及び開票に立ち会わさなければならない。
- 7 理事が欠けることとなったとき、又は、補充選任を必要とする場合、定款第30条第3項に規定する補欠の理事については、当該ブロック理事が選出されたブロックにおいて、ブロック長及び当該ブロックに所属する支部長は、ブロック正会員の中から後任のブロック理事候補者を選定し、学識理事については、会長が後任の学識理事候補者を選定し、社員総会の決議により補欠の理事を選任することができる。
- 8 監事が欠けることとなったとき、定款第30条第3項に規定する補欠の監事については、社員総会議長及び社員総会副議長が後任の監事候補者を選定し、社員総会の決議により補欠の監事を選任することができる。

#### (選挙管理委員会)

第14条 本協会に選挙管理委員会を置く。

- 2 選挙管理委員会の定員は6名とし、選挙の都度、立候補者、役員、代議員以外の正会員より、ブロックごとに1名を推薦し、会長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 第13条第3項の投票用紙の書式、また、選挙広報等の手続きは選挙管理委員会が定める。

(役員選定理事会)

第 15 条 定款第 38 条第 4 項で規定する理事会は、役員改選の社員総会終結後速やかに開催し、理事の互選により仮議長を選出し、仮議長は、会長選定の議事に当たる。

2 会長選定後の議長は、会長がこれに当たり、会長の推薦又は理事の互選により、副会長及び常務理事の選定並びに定款第 39 条第 1 項ただし書に規定する理事を指名する。

3 社員総会で会長候補者が選出されなかった場合、会長選定の採決において、仮議長は事務局が務め、新たに選任された出席しているブロック理事の過半数の賛成を得た者を会長に選定する。また、いずれの候補者も過半数の賛成を得られなかった場合は上位 2 名による採決を再度行い、過半数の賛成を得た者を会長に選定する。両名とも同数の場合は、くじ引きにより会長を選定する。

(会計監査人の選任)

第 16 条 会長は、社員総会の決議によって、会計監査人の選任を得るため、理事会において選出された、当該会計監査人候補者の略歴を第 12 条第 1 項で規定する通知に添付しなければならない。

(細則)

第 17 条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 公益社団法人の設立登記日に現任する支部長の任期は、公益社団法人移行認定後最初の役員改選当該年の 3 月末日までとし、ブロック長の任期は、公益社団法人移行認定後最初の役員改選当該年の 4 月末日までとする。

3. 公益社団法人の設立登記日に施行される代議員の任期は、公益社団法人全国老人保健施設協会定款により実施される、最初の代議員選挙の終了時までとする。

附 則

1 この規程は平成 25 年 6 月 28 日から施行する。

# 正会員入会申込書（1）

支部長印

公益社団法人全国老人保健施設協会会長 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会に入会を申し込みます。

平成 年 月 日

（ふりがな）  
介護老人保健施設名称

（ふりがな）  
入会希望者氏名

印

会 員 役 職		会 員 職 種 <small>（医師の場合は専門科目）</small>	
上記の者を当施設の入会希望者（正会員）として指定します。 施設開設者 役職・氏名 <span style="float: right;">印</span> <b>【理由】</b> （開設者及び管理者以外の方を正会員とする場合のみ記名・捺印、理由をご記入下さい）			
（ふりがな） 施設所在地	〒		
	TEL :           —           —		FAX :           —           —
	交通機関		線
	ホームページの URL :		
	<small>（※全老健HPとリンク希望の方のみご記入下さい。）</small> 全老健メールマガジン配信用E-mail アドレス :		
（ふりがな） 設置主体名称	* 社会福祉法人の場合の事業種別（1. 第2種社会福祉事業 2. 公益事業）		
（ふりがな） 設置主体所在地	〒		
	TEL :           —           —		FAX :           —           —
（ふりがな） 指定管理者名称 <small>*4 参照</small>	（* 公立等の施設で、医療法人等の他法人へ業務委託している場合にご記入して下さい。）		
（ふりがな） 指定管理者所在地	〒		
	TEL :           —           —		FAX :           —           —
開設許可日	年 月 日	開設日	年 月 日

- \* 1 必要事項を記入し、所属支部長印を受けてから協会事務局あて送付して下さい。
- \* 2 法人概要・施設パンフレットを同封して下さい。
- \* 3 ここでいう「開設者」とは、全老健定款第5条に規定されている方を指します。また、「設置主体」とは、介護保険法第94条に定める「介護老人保健施設を開設した者」を指します。
- \* 4 地方自治法による指定管理者に業務を委託されている場合のみご記入下さい。
- \* 5 裏面にも記入して下さい。

サテライト型小規模介護老人保健施設		ない / ある (ある場合は所在地等を記載してください。)			
施設名称					
(ふりがな)		〒			
施設所在地		TEL: - -		FAX: - -	
		本体施設からの距離		km / 所要時間 分	
分館型介護老人保健施設		ない / ある (ある場合は所在地等を記載してください。)			
施設名称					
(ふりがな)		〒			
施設所在地		TEL: - -		FAX: - -	
		本体施設からの距離		km / 所要時間 分	
定床数	本体施設	床(うち認知症専門棟 床)		合計 床	
	サテライト型	床			
	分館型	床			
通所リハビリテーション定員数		人		訪問リハビリテーションの実施 有・無	
(ふりがな)	開設者氏名	役職		職種	( ) * 医師の場合は専門科目
(ふりがな)	施設長氏名	職種		資格	* 医師の場合のみ
(ふりがな)	管理者氏名	種職		専門資格	* 医師の場合のみ
(ふりがな)	事務担当者氏名	役職		職種	( ) * 医師の場合は専門科目
設置形態	1. 独立 2. 病院併設 3. 診療所併設 4. 介護老人福祉施設併設 5. 病院・介護老人福祉施設併設 6. 診療所・介護老人福祉施設併設 7. その他の施設との併設				
	病院	(名称)	(診療科目)		
	診療所	(名称)	(診療科目)		
	介護老人福祉施設	(名称)	その他	(名称)	
その他	国庫補助の有無	有 ( ____年度 ) ・ 無			
	病床転換型老健	病床転換型である ( ____年度実施 ) 【療養型老健 ・ 従来型老健】 ・ 病床転換型でない			
	新築・改築の別及び建物の階数	1. 新築 2. 一部新・改築(新床・改床) ____階建 *高層化・複合型の場合 ____階部分		同一都道府県内の同一人物又は同一法人における2施設目以降の老健の場合はチェック	
	入会金の分納	希望する ・ 希望しない		□	
施設として特筆できる事項					
備考 (サテライト型小規模介護老人保健施設が2以上ある場合等はここに付記してください。)					

## 準会員入会申込書

支部長印

公益社団法人全国老人保健施設協会会長 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会に入会を申し込みます。

なお、開設許可を受けた日から1ヶ月以内に正会員への変更手続きを行います。

平成 年 月 日

(ふりがな)  
設置主体名称

\*社会福祉法人の場合の事業種別 ( 1. 第2種社会福祉事業 2. 公益事業 )

(ふりがな)  
入会希望者氏名

印

会 員 役 職	会 員 職 種 (医師の場合は専門科目)	( )		
(ふりがな) 設置主体所在地	〒			
	TEL :           —           —	FAX :           —           —		
	ホームページの URL : (※全老健HPとリンク希望の方のみご記入下さい。)			
	全老健メールマガジン配信用E-mail アドレス :			
(ふりがな) 指定管理者名称 *3参照	( * 公立等の施設で、医療法人等の他法人へ業務委託する予定の場合にご記入して下さい。 )			
(ふりがな) 指定管理者所在地	〒			
	TEL :           —           —	FAX :           —           —		
(ふりがな) 開設準備室所在地	〒			
	TEL :           —           —	FAX :           —           —		
(ふりがな) 介護老人保健施設仮称				
(ふりがな) 介護老人保健施設 建設予定地	〒			
	TEL :           —           —	FAX :           —           —		
資料送付先希望	設置主体 ・ 指定管理者 ・ 開設準備室			
(ふりがな) 事務担当者氏名	役職	職種		
開設予定日	年 月 日			
同一都道府県内の同一人物又は同一法人における2施設目以降の老健の場合はチェック <input type="checkbox"/>				
入会金の分納	希望する ・ 希望しない			

\* 1 必要事項を記入し、所属支部長印を受けてから協会事務局あて送付して下さい。

\* 2 法人概要を同封して下さい。

\* 3 地方自治法による指定管理者に業務を委託されている場合のみご記入下さい。





## 正会員入会申込書（2）

支部長印

公益社団法人全国老人保健施設協会会長 殿

介護老人保健施設の開設許可を受けたので、公益社団法人全国老人保健施設協会  
正会員に入会を申し込みます。

平成 年 月 日

(ふりがな)

介護老人保健施設名称

(ふりがな)

入会希望者氏名

印

準会員を退会します。

平成 年 月 日

退会者氏名

印

会 員 役 職		会 員 職 種	( )
		(医師の場合は専門科目)	
上記の者を当施設の入会希望者（正会員）として指定します。			
施設開設者 役職・氏名			印
【理由】			
(開設者及び管理者以外の方を正会員とする場合のみ記名・捺印、理由をご記入下さい)			
(ふりがな) 施設所在地	〒		
	TEL :           —           —	FAX :           —           —	
	交通機関	線	駅より(所要時間) 分
	ホームページの URL : (※全老健HPとリンク希望の方のみご記入下さい。)		
	全老健メールマガジン配信用E-mail アドレス :		
(ふりがな) 設置主体名称	* 社会福祉法人の場合の事業種別 ( 1. 第 2 種社会福祉事業 2. 公益事業 )		
(ふりがな) 設置主体所在地	〒		
	TEL :           —           —	FAX :           —           —	
(ふりがな) 指定管理者名称 * 5 参照	(* 公立等の施設で、医療法人等の他法人へ業務委託している場合にご記入して下さい。)		
(ふりがな) 指定管理者所在地	〒		
	TEL :           —           —	FAX :           —           —	
開 設 許 可 日	年 月 日	開 設 日	年 月 日

- \* 1 この様式は、介護老人保健施設開設前に準会員であった者が、開設許可後正会員として入会する際に使用するものです。
- \* 2 必要事項を記入し、所属支部長印を受けてから協会事務局あて送付して下さい。
- \* 3 施設概要・施設パンフレットを同封して下さい。
- \* 4 ここでいう「開設者」とは、全老健定款第5条に規定されている方を指します。また、「設置主体」とは、介護保険法第94条に定める「介護老人保健施設を開設した者」を指します。
- \* 5 地方自治法による指定管理者に業務を委託されている場合のみご記入下さい。
- \* 6 裏面にも記入して下さい。

サテライト型小規模介護老人保健施設		ない / ある (ある場合は所在地等を記載してください。)			
施設名称					
(ふりがな) 施設所在地		〒			
TEL :		-		FAX :	
-		-		-	
本体施設からの距離		km /		所要時間 分	
分館型介護老人保健施設		ない / ある (ある場合は所在地等を記載してください。)			
施設名称					
(ふりがな) 施設所在地		〒			
TEL :		-		FAX :	
-		-		-	
本体施設からの距離		km /		所要時間 分	
定床数	本体施設	床(うち認知症専門棟 床)			合計 床
	サテライト型	床			
	分館型	床			
通所リハビリテーション定員数		人		訪問リハビリテーションの実施	有 ・ 無
(ふりがな) 開設者氏名		役職		職種	( ) * 医師の場合は専門科目
(ふりがな) 施設長氏名		職種		専習	* 医師の場合のみ
(ふりがな) 管理者氏名		職種		高習	* 医師の場合のみ
(ふりがな) 事務担当者氏名		役職		職種	( ) * 医師の場合は専門科目
設置形態	1. 独立 2. 病院併設 3. 診療所併設 4. 介護老人福祉施設併設 5. 病院・介護老人福祉施設併設 6. 診療所・介護老人福祉施設併設 7. その他の施設との併設				
	病院	(名称)	(診療科目)		
	診療所	(名称)	(診療科目)		
	介護老人福祉施設	(名称)	その他	(名称)	
その他	国庫補助の有無	有 ( ____年度) ・ 無			
	病床転換型老健	病床転換型である ( ____年度実施) 【療養型老健 ・ 従来型老健】 ・ 病床転換型でない			
	新築・改築の別及び建物の階数	1. 新築 2. 一部新・改築(新床・改床) ____階建 *高層化・複合型の場合____階部分			
施設として特筆できる事項					
備考 (サテライト型小規模介護老人保健施設が2以上ある場合等はここに付記してください。)					

支部長印

## 変 更 届

公益社団法人全国老人保健施設協会会長 殿

下記のとおり変更があったので、届け出ます。

平成 年 月 日

介護老人保健施設名  
(団体賛助会員の場合は会社名等名称)

会 員 名 印

記

変更内容		変更日	新	旧
定員	定床数	年 月 日	床	床
	認知症専門棟	年 月 日	床	床
	サテライト型	年 月 日	床	床
	分館型	年 月 日	床	床
	通所リハビリテーション	年 月 日	人	人
	訪問リハビリテーションの実施の有無	年 月 日	有 ・ 無	有 ・ 無
その他		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

\* 当書式は会員の変更以外（施設名・住所・ホームページ URL・メールアドレス等）の際にご記入下さい。なお、開設者・施設長・管理者変更の際には、職種（医師の場合は専門科目）・ふりがなもご記入下さい。

\* 正会員及び準会員は、必要事項を記入し、所属支部長印を受けてから協会事務局あて送付してください。（賛助会員については、支部長印は結構です。原本を直接送付してください。）

以上

支部長印

## 会 員 変 更 申 請 書

公益社団法人全国老人保健施設協会会長 殿

下記のとおり会員を変更したいので、申請いたします。

平成 年 月 日

介護老人保健施設名

代表者（開設者又は管理者）役職

氏名

印

記

	変更内容	変更日	新	旧
会 員	(ふりがな) 氏 名	年 月 日		
	役 職			
	代表者種別		開設者 ・ 管理者 ・ その他	開設者 ・ 管理者 ・ その他
	職 種			
	* 医師の場合 は専門科目			
	変更理由	(開設者及び管理者以外の方を正会員とする場合はその理由もご記入下さい)		
上記の者を当施設の正会員として指定します。				
	施設開設者 役職・氏名	印		
(開設者及び管理者以外の方を正会員とする場合のみ記名・捺印下さい)				

- \* 正会員及び準会員は、必要事項を記入し、所属支部長印を受けてから協会事務局あて送付してください。
- \* 役職欄には、会員の役職を（理事長、施設長など）を1つだけご記入ください。
- \* 定款第5条により、全老健の正会員は、原則、介護保険法に規定する老健施設の代表者としています。代表者種別には、該当するもの全てに○をつけてください。その他にのみに○がつく場合は、変更理由欄もあわせてご記入ください。

以上

支部長印

# 退 会 届

公益社団法人全国老人保健施設協会会長 殿

公益社団法人全国老人保健施設協会を退会したいので届け出ます。

平成 年 月 日

会 員 種 別 ( 正会員 ・ 準会員 ・ 賛助会員 )

介護老人保健施設名  
(団体賛助会員の場合は会社名等名称)

会 員 名 印

退 会 理 由

ブロック及びブロックが推薦できるブロック推薦理事候補者の数

ブロック	都 道 府 県	ブロック推 薦理事候補 者の数
北海道・東北	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県	2
関東甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、新潟県	4
東海・北陸	岐阜県、静岡県、愛知県、三重、富山県、石川県、 福井県	2
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県	2
中国・四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	2
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県	2
計(6)		14